

議案第 1 号

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 22 年 1 月 27 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町スポーツ施設の管理及び運営を平成 22 年 4 月 1 日から教育委員会又は指定管理者が行うことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例

本則中「グラウンド」を「グラウンド」に改める。

第1条から第10条までの規定中「教育委員会」を「教育委員会又は指定管理者」に、「使用料」を「使用料又は利用料金」に改める。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「設置及び管理」を「設置、管理及び運営」に改める。

第4条を次のように改める。

（施設の管理及び運営）

第4条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツ施設の管理及び運営を行わせるものとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、教育委員会が管理及び運営を行うものとし、その管理を委託することができるものとする。

(1) 大口町野球グラウンド

(2) 大口町テニスコート

第13条中「この条例に定めるもののほか」の次に「、第4条各号に規定する施設について」を追加し、同条を第16条とする。

第12条第1項中「次の各号の」を「教育委員会は、第4条各号に掲げる施設の利用に際し、次の各号の」に、「第5条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条」を「第11条」に、「第9条」を「第12条」に改め、同条2項中「詐欺」を「偽り」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とする。

第10条「別表第2及び第3」を「別表第2、第3及び第4」とし、同条を第13条とする。

第9条中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「第5条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とする。

第5条を第8条とし、同条を次のように改める。

(利用の許可)

第8条 利用施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、第4条各号に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会又は指定管理者は、利用施設等の管理及び運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第4条の次に次の3条を加える。

(指定管理者の指定の手続等)

第5条 指定管理者の指定の手続等は、大口町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年大口町条例第28号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、行うものとする。

(指定管理者の管理の基準)

第6条 指定管理者は、施設の管理及び運営をこの条例並びに手続条例及び手続条例に基づく規則に従い、行うものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 別表に掲げる大口町スポーツ施設の利用の許可、取消し等に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務
- (3) 施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）
大口町スポーツ施設の使用料

施設名 利用者区分 使用料及び利用時間	大口町野球 グラウンド	大口町テニ スコート
		町内
午前7時30分 から 午前9時30分 まで	円 600	円 300
午前9時30分 から 午前11時30 まで	600	300
午前11時30 から 午後1時30分 まで	600	300
午後1時30分 から 午後3時30分 まで	600	300
午後3時30分 から 午後5時30分 まで	600	300
午後5時30分 から 午後7時30分 まで	600	300
午後7時30分 から 午後9時30分 まで	—	—

備考

- (1) 町外者が利用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。
- (2) 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第3中「大口町総合運動場夜間照明施設使用料」を「大口町総合運動場夜間照明施設利用料金」に、「使用料」を「利用料金」に、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「町内使用料」を「町内利用料金」に改め、同表を別表第4（第13条関係）とする。

別表第2の次に次の一表を加える。

別表第3 (第13条関係)

大口町スポーツ施設の利用料金

施設名 利用者区分 利用料金及び利用時間	大口町総合運動場		わかしやち 国体記念運 動公園	河北グラウ ンド	秋田グラウ ンド
	テニスコー ト	多目的運動 場			
	町内 (一面)	町内	町内	町内	町内
	円	円	円	円	円
午前7時30分 から 午前9時30分 まで	300	600	600	600	600
午前9時30分 から 午前11時30分 まで	300	600	600	600	600
午前11時30分 から 午後1時30分 まで	300	600	600	600	600
午後1時30分 から 午後3時30分 まで	300	600	600	600	600
午後3時30分 から 午後5時30分 まで	300	600	600	600	600
午後5時30分 から 午後7時30分 まで	300	600	600	600	600
午後7時30分 から 午後9時30分 まで	300	600	—	—	—

備考

- (1) 町外者が利用する場合の利用料については、町内利用料金の倍額とする。
- (2) 11月から翌年3月までの間における夜間照明のない施設の利用時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定による許可を受けている者は、この条例による改正後の

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

- 3 新条例第13条第1項の規定による使用料又は利用料金の適用については、この条例の施行の日以後に許可を受けた者について適用し、同日前に許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、大口町スポーツ施設（以下「施設」という。）の設置、管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の管理及び運営)</u></p> <p>第4条 <u>大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツ施設の管理及び運営を行わせるものとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、教育委員会が管理及び運営を行うものとし、その管理を委託することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 大口町野球グラウンド</u> <u>(2) 大口町テニスコート</u> <u>(指定管理者の指定の手続等)</u></p> <p>第5条 <u>指定管理者の指定の手続等は、大口町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年大口町条例第28号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、行うものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の基準)</u></p> <p>第6条 <u>指定管理者は、施設の管理及び運営をこの条例並びに手続条例及び手続条例に基づく規則に従い、行うものとする。</u> (指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第7条 <u>指定管理者は次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 別表に掲げる大口町スポーツ施設の利用の許可、取消し等に関する業務</u> <u>(2) 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収等に関する業務</u> <u>(3) 施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務</u> <u>(4) その他教育委員会が必要と認める業務</u> <u>(利用の許可)</u></p> <p>第8条 <u>利用施設等を利用しようとする者は、あ</u></p>	<p><u>大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大口町スポーツ施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の管理)</u></p> <p>第4条 <u>施設の管理に関する事務は、大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）において行うものとし、その管理を委託することができるものとする。</u></p> <p>第5条 <u>施設を利用しようとする者は、あらかじ</u></p>

新	旧
<p><u>あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、第4条各号に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会又は指定管理者は、利用施設等の管理及び運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</u></p> <p>(利用の不許可)</p> <p><u>第9条 教育委員会又は指定管理者は、施設を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があるときは、利用を許可しない。</u></p> <p>(特別の設備)</p> <p><u>第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会又は指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p><u>第11条 利用者は、施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第8条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会又は指定管理者の指示に従わなければならない。</u></p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p> <p><u>第12条 教育委員会又は指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる</u></p> <p>(使用料又は利用料金)</p> <p><u>第13条 利用者は、別表第2、第3及び第4に定める使用料又は利用料金を前納しなければならない。</u></p> <p>2 既納の<u>使用料又は利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>教育委員会又は指定管理者</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>3 <u>教育委員会又は指定管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項の<u>使用料又は利用料金</u>を減免することができる。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p><u>め教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用の不許可)</p> <p><u>第6条 教育委員会は、施設を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があるときは、利用を許可しない。</u></p> <p>(特別の設備)</p> <p><u>第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p><u>第8条 利用者は、施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。</u></p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p> <p><u>第9条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第10条 利用者は、別表第2及び第3に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第1項の<u>使用料</u>を減免することができる。</p> <p>(損害賠償)</p>

新	旧																												
<p><u>第14条</u> 利用者が故意又は過失によって、施設又は付属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p><u>第15条</u> 教育委員会は、<u>第4条各号に掲げる施設の利用に際し、次の各号のいずれかに該当する者</u>に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) <u>第8条第1項の許可を受けないで使用者</u></p> <p>(2) <u>第11条の規定に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第12条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して使用者</u></p> <p>2 <u>偽り</u>その他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか、<u>第4条各号に規定する施設について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>大口町スポーツ施設の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大口町野球グラウンド</u></td> <td>大口町丸一丁目38番地1</td> </tr> <tr> <td>大口町テニスコート</td> <td>大口町竹田二丁目202番地3</td> </tr> <tr> <td>大口町総合運動場(夜間照明施設)</td> <td>大口町下小口六丁目150番地</td> </tr> <tr> <td>わかしゃち国体記念運動公園</td> <td>大口町上小口三丁目181番地</td> </tr> <tr> <td><u>河北グラウンド</u></td> <td>大口町河北三丁目25番地</td> </tr> <tr> <td><u>秋田グラウンド</u></td> <td>大口町秋田二丁目44番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>大口町野球グラウンド</u>	大口町丸一丁目38番地1	大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3	大口町総合運動場(夜間照明施設)	大口町下小口六丁目150番地	わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地	<u>河北グラウンド</u>	大口町河北三丁目25番地	<u>秋田グラウンド</u>	大口町秋田二丁目44番地1	<p><u>第11条</u> 利用者が故意又は過失によって、施設又は付属設備をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p><u>第12条</u> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) <u>第5条第1項の許可を受けないで使用者</u></p> <p>(2) <u>第8条の規定に違反した者</u></p> <p>(3) <u>第9条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して使用者</u></p> <p>2 <u>詐欺</u>その他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>大口町スポーツ施設の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大口町野球グラウンド</u></td> <td>大口町丸一丁目38番地1</td> </tr> <tr> <td>大口町テニスコート</td> <td>大口町竹田二丁目202番地3</td> </tr> <tr> <td>大口町総合運動場(夜間照明施設)</td> <td>大口町下小口六丁目150番地</td> </tr> <tr> <td>わかしゃち国体記念運動公園</td> <td>大口町上小口三丁目181番地</td> </tr> <tr> <td><u>河北グラウンド</u></td> <td>大口町河北三丁目25番地</td> </tr> <tr> <td><u>秋田グラウンド</u></td> <td>大口町秋田二丁目44番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>大口町野球グラウンド</u>	大口町丸一丁目38番地1	大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3	大口町総合運動場(夜間照明施設)	大口町下小口六丁目150番地	わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地	<u>河北グラウンド</u>	大口町河北三丁目25番地	<u>秋田グラウンド</u>	大口町秋田二丁目44番地1
名称	位置																												
<u>大口町野球グラウンド</u>	大口町丸一丁目38番地1																												
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3																												
大口町総合運動場(夜間照明施設)	大口町下小口六丁目150番地																												
わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地																												
<u>河北グラウンド</u>	大口町河北三丁目25番地																												
<u>秋田グラウンド</u>	大口町秋田二丁目44番地1																												
名称	位置																												
<u>大口町野球グラウンド</u>	大口町丸一丁目38番地1																												
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3																												
大口町総合運動場(夜間照明施設)	大口町下小口六丁目150番地																												
わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地																												
<u>河北グラウンド</u>	大口町河北三丁目25番地																												
<u>秋田グラウンド</u>	大口町秋田二丁目44番地1																												

新	旧																		
<p><u>別表第4（第13条関係）</u> <u>大口町総合運動場夜間照明施設利用料金</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的運動場</td> <td>1時間</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間（1面）</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 町外者が利用する場合の<u>利用料金</u>については、<u>町内利用料金</u>の倍額とする。</p> <p>(2) 夜間照明施設の利用時間は、午後4時30分から午後9時30分までとする。</p> <p>(3) 夜間照明施設の利用時間が、天候により1時間に満たない場合の当該施設の利用時間は1時間とする。</p>	施設名	単位	利用料金	多目的運動場	1時間	2,060円	テニスコート	1時間（1面）	300円	<p><u>別表第3（第10条関係）</u> <u>大口町総合運動場夜間照明施設使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的運動場</td> <td>1時間</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間（1面）</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 町外者が利用する場合の<u>使用料</u>については、<u>町内使用料</u>の倍額とする。</p> <p>(2) 夜間照明施設の利用時間は、午後4時30分から午後9時30分までとする。</p> <p>(3) 夜間照明施設の利用時間が、天候により1時間に満たない場合の当該施設の利用時間は1時間とする。</p>	施設名	単位	使用料	多目的運動場	1時間	2,060円	テニスコート	1時間（1面）	300円
施設名	単位	利用料金																	
多目的運動場	1時間	2,060円																	
テニスコート	1時間（1面）	300円																	
施設名	単位	使用料																	
多目的運動場	1時間	2,060円																	
テニスコート	1時間（1面）	300円																	